

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画

# 平成29年度ごみ処理基本計画

## アクションプログラム

(実績)

平成30年6月

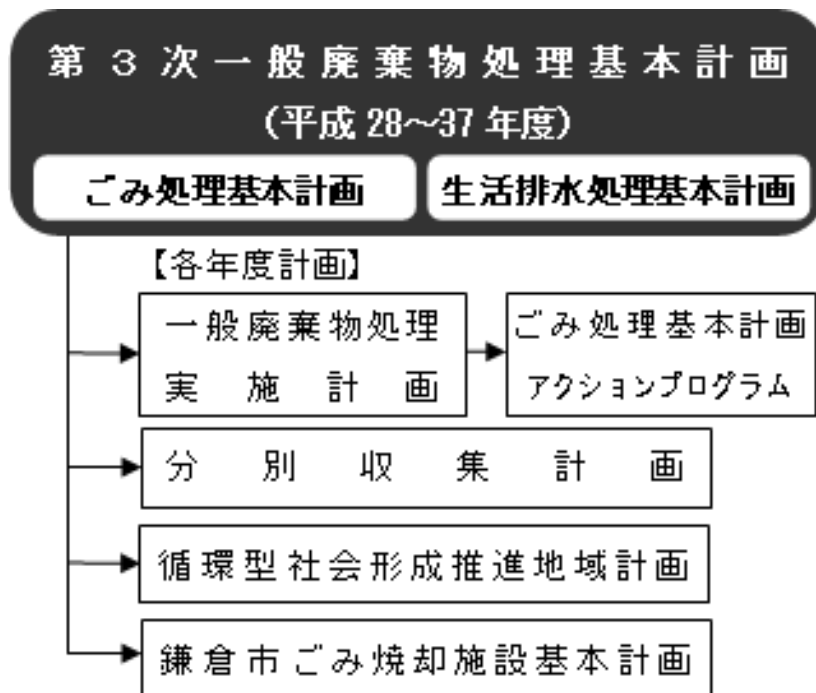
# 1 アクションプログラムの背景

本市では、平成 18 年度に策定した第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（以下「第 2 次ごみ処理計画」という。）に基づき、ごみ減量・資源化を推進するとともに、ごみの適正処理に努めてきました。

第 2 次ごみ処理計画は、平成 23 年度の間見直しによって新たな施設を建設せずに市民や事業者のご協力をいただきながらごみ焼却量を 3 万トン以下に削減する方策へ転換し、また、ごみ焼却量の削減目標を確実なものとするため平成 25 年度に第 2 次ごみ処理計画の再構築を実施しましたが、ごみ焼却量を 3 万トン以下とする目標は達成できませんでした。

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を対象とする第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）は、平成 27 年度まで実施してきた第 2 次ごみ処理計画の評価、また、名越クリーンセンター焼却停止後の新たなごみ焼却施設として平成 37 年度稼働に向けた取組みを進めている状況を踏まえた上で、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢及び地域特性を考慮し、改めて課題の整理を図りながら今後の廃棄物処理の方針を策定していましたが、平成 28 年 2 月に戸別収集の実施について見直しが必要となったため、平成 28 年 4 月に暫定版の計画を策定し対応を図った後、平成 28 年 10 月にごみ処理基本計画を策定しました。

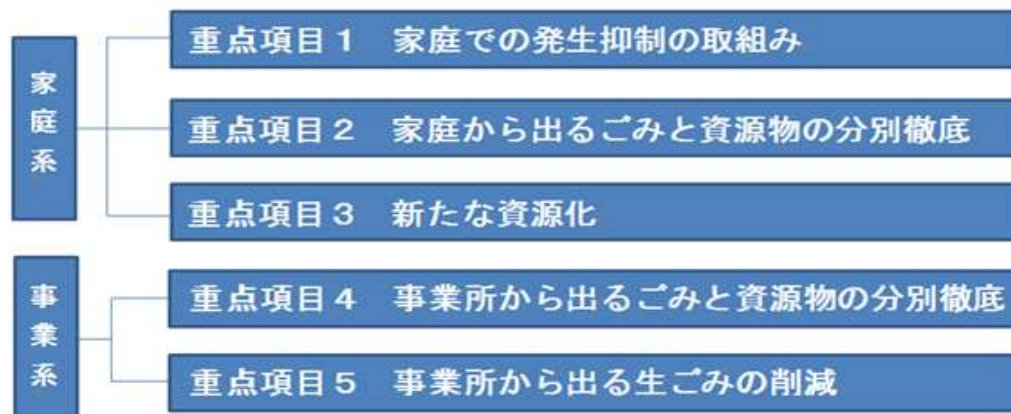
平成 29 年度のアクションプログラムは、ごみ処理基本計画に位置づけた施策の計画的かつ着実な推進を図るために、重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものことから、平成 29 年 6 月に策定したものです。



## 2 平成 29 年度アクションプログラムの実施概要

### (1) 重点項目

ごみ処理基本計画では6つの基本方針に基づいて施策を展開するとしており、基本方針に基づく施策と主な取組みのうち、5項目を重点項目として実施しました。



### (2) ごみ処理基本計画に定める焼却量

#### ○ごみ焼却量の推移（減量・資源化の施策を推進しなかった場合）

焼却見込量 (t/年)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		32,787	32,726

#### ○減量・資源化策実施後のごみの焼却量の減量目標値

(単位:t)

項目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		家庭系		
分別徹底・食品ロスの削減	重点項目 1,2	-809	-1,445	-1,501
生ごみ処理機の普及	重点項目 1			
製品プラスチック資源化(拡大)	重点項目 3			
皮革製品等の資源化	重点項目 3			
粗大・臨時ごみの資源化(木くずの拡大、残さ)	重点項目 3			
事業系				
資源物分別徹底による燃やすごみ減量	重点項目 4	-940	-1,385	-1,385
生ごみ資源化量(生ごみ処理機)	重点項目 5			
生ごみ資源化量(食品リサイクル)	重点項目 5			
総計		-1,749	-2,830	-2,886

#### ○ごみ焼却量の推移（減量・資源化の施策を推進した場合）

焼却量(目標値) (t/年)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		31,038	29,896

### (3) ごみ焼却量の状況

ごみ焼却量の状況は、次のとおりです。

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ごみ焼却量排出見込み	40,117 t	40,112 t	40,178 t	32,833 t	32,787 t
ごみ焼却量見込み(目標値)	37,406 t	30,721 t	29,923 t	32,273 t	31,038 t
ごみ焼却量(実績値)	36,622 t	37,284 t	34,882 t	36,384 t	30,852 t

(平成27年度以前の目標値は、第2次基本計画に基づく値です。)

### ○家庭系・事業系ごみ焼却量の内訳(月別)(実績値)

平成27年度

(単位:t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	2,126	2,370	1,692	2,325	1,992	1,969	1,714	2,133	1,979	1,740	1,634	1,758	23,432
事業系	923	959	982	1,033	1,045	939	939	927	965	919	870	949	11,450
計	3,049	3,329	2,674	3,358	3,037	2,908	2,653	3,060	2,944	2,659	2,504	2,707	34,882
自区外搬出(内数)	153	0	0	0	0	0	0	0	0	275	704	755	1,887

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

平成28年度

(単位:t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	2,093	2,024	2,232	2,098	1,967	1,784	2,001	2,125	2,174	2,156	2,444	1,955	25,053
事業系	941	996	958	1,003	1,099	973	945	890	948	922	778	878	11,331
計	3,034	3,020	3,190	3,101	3,066	2,757	2,946	3,015	3,122	3,078	3,222	2,833	36,384
自区外搬出(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0	243	949	1,303	1,355	3,850

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

平成29年度

(単位:t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,619	1,393	1,245	1,587	1,906	2,022	1,916	1,951	1,679	2,183	849	1,971	20,319
事業系	844	961	911	960	928	869	902	860	861	859	726	850	10,533
計	2,463	2,354	2,156	2,547	2,834	2,891	2,818	2,811	2,540	3,042	1,575	2,821	30,852
自区外搬出(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

※ 家庭系の焼却量の算出方法について  
 家庭系の焼却量 = 全体の焼却量 - 事業系の焼却量

## ○家庭系・事業系燃やすごみの収集量の内訳（月別）（実績値）

平成 27 年度

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,538	1,604	1,745	1,777	1,658	1,639	1,657	1,646	1,794	1,754	1,593	1,687	20,092
事業系	889	921	946	948	943	899	900	894	928	894	828	902	10,892
計	2,427	2,525	2,691	2,725	2,601	2,538	2,557	2,540	2,722	2,648	2,421	2,589	30,984

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

平成 28 年度

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,626	1,785	1,607	1,660	1,769	1,687	1,597	1,575	1,806	1,682	1,447	1,625	19,866
事業系	909	962	924	932	1,009	918	909	859	911	897	750	831	10,811
計	2,535	2,747	2,531	2,592	2,778	2,605	2,506	2,434	2,717	2,579	2,197	2,456	30,677

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

平成 29 年度

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,519	1,790	1,682	1,704	1,760	1,567	1,711	1,566	1,653	1,702	1,384	1,609	19,647
事業系	809	923	875	914	886	838	859	821	793	834	696	819	10,067
計	2,328	2,713	2,557	2,618	2,646	2,405	2,570	2,387	2,446	2,536	2,080	2,428	29,714

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

### ○総括

平成 29 年度のごみ焼却量については、平成 29 年度の目標値 31,038 トンに比べて約 186 トン減量され、30,852 トンとなり目標を達成することができました。

平成 28 年度のごみ焼却量 32,126 トン（推計）と比較しても、約 1,300 トンの削減が図れたものです。

項目	実績値			目標値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 29 年度
焼却量	34,882t	36,384t	30,852t	31,038t
		32,126t(推計) (※)		

※ 平成 28 年度における家庭系収集量実績 19,866t 及び事業系ごみ収集量実績 10,811t に、その他のごみ（市民持込みごみ、許可業者随時持込み等）の推計 1,449t を加算して焼却量推計値 32,126t を算出しました。

### 3 重点項目の概要

#### (1) 重点項目1 家庭での発生抑制の取組み

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 食品ロス削減のパンフレット配布や説明会などでの啓発							実施						
② 水切りの啓発							実施						
③ 家庭用生ごみ処理機の普及(購入費助成制度・直接販売制度)							実施						
④ 家庭用生ごみ処理機の展示と説明							実施						
⑤ 家庭用生ごみ処理機の使用支援							実施						
⑥ 不用品登録制度の普及							実施						
⑦ リユース食器の普及 使い捨て容器の削減							実施						
⑧ 自治・町内会説明会							実施						
⑨ イベント等での啓発							実施						
⑩ 広報等による啓発							実施						
⑪ 小中学校等における環境教育の実施							実施						

#### ①食品ロスについてパンフレットの配布や説明会等での啓発

食品ロスを減らすための活動である「3010(さんまるいちまる)運動」について、ごみ減量通信で紹介するとともに、広報かまくら1月1日号においても、食品ロスの削減について1面で紹介し、啓発しました。各説明会やイベント等においても、市民への周知・啓発を行うとともに、食材の便利帳を配布しました。

また、まだ食べられる食材を使いたい人へ引き渡す「フードドライブ」を鎌倉リサイクル推進会議と協力して実施しました。

集まった食材はふらっとカフェ鎌倉に提供し、開催したイベント等で活用しました。

	募集期間	提供人数	提供品目	重量	主な提供品目
第1回	11月26日～12月1日	20人	70品目	63kg	米、コーヒー類、調味料
第2回	3月25日～3月30日	18人	80品目	32kg	麺類、缶詰類、調味料

## ②水切りの啓発、③自治・町内会説明会等の実施状況

自治・町内会や各種団体を対象に説明会等を実施しました。その中で水切りの実践についても説明し、スーパーでの店頭キャンペーンでも水切り器の配布を行いました。

地域	団体数	回数	参加者数	地域	団体数	回数	参加者数
鎌倉	17	16	395	大船	11	12	309
腰越	6	7	185	玉縄	6	8	275
深沢	11	11	295	合計	51	54	1,459

その他の市民団体等 2回 40人

## ③家庭用生ごみ処理機の普及（購入費助成制度・直接販売制度）

(単位：台)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	他	計
平成23年度	43	64	83	48	40	31	33	54	31	48	41	52	60	628
平成24年度	51	70	59	60	76	175	91	73	66	82	47	54		904
平成25年度	58	69	211	224	102	74	86	125	75	61	31	65		1181
平成26年度	49	86	42	94	68	62	76	101	88	95	131	324		1216
平成27年度	257	141	74	73	90	47	53	34	35	33	64	60		961
平成28年度	47	39	52	32	34	39	32	35	36	32	26	42		446
平成29年度	41	29	31	22	29	34	21	27	28	25	26	28		341

※平成23年度の「他」はモニターによる普及台数。

## ④家庭用生ごみ処理機の展示と説明

家庭用生ごみ処理機について、「鎌倉のごみ減量をすすめる会」と連携し、自治会等に対してデモンストレーションを実施して普及を図りました。また、ごみ減量対策課窓口前やごみダイエット展などで展示し、生ごみ処理機の周知・啓発を行うとともに、窓口や電話での問合せに対し、機材の説明や使用方法について説明も行い、普及啓発を行いました。

## ⑤家庭用生ごみ処理機の使用支援

平成28年11月から家庭用生ごみ処理機の使用支援として、生ごみ処理機の助成制度を利用された方に電話にてアンケートを行い、使用時の問題点がある場合にはアドバイス等を行い、継続使用を促しています。

平成29年度までの間にアンケートを実施した583名のうち、440名(75.5%)の方が現在も使用しており、401名(65.6%)の方が既存の生ごみ処理機が壊れた後でも制度を利用して生ごみ処理機を使用したいと回答しています。

## ⑥不用品登録制度（リユースネットかまくら）の普及

年度	登録件数	成立件数	成立割合	年度	登録件数	成立件数	成立割合
8	1,317	650	49.4%	12	1,067	462	43.3%
9	1,260	616	48.9%	13	941	451	47.9%
10	1,204	552	45.8%	14	879	337	38.3%
11	1,045	564	54.0%	15	891	379	42.5%

年度	登録件数	成立件数	成立割合	年度	登録件数	成立件数	成立割合
16	738	312	42.3%	23	1,266	673	53.2%
17	675	308	45.6%	24	1,454	704	48.4%
18	658	257	39.1%	25	1,365	800	58.6%
19	614	221	36.0%	26	1,618	989	61.1%
20	730	265	36.3%	27	1,498	983	65.6%
21	742	313	42.2%	28	1,475	1,088	73.8%
22	1,207	648	53.7%	29	1,490	1,126	75.6%

⑦リユース食器の普及

補助実績 19件

月 日	事業名及び利用団体
4月16日	復活祭パーティー カトリック雪ノ下教会地区委員会
4月30日	スカウト祭り ボーイスカウト鎌倉第三団
5月21日	第16回鎌人いち場 鎌人いち場実行委員会
6月25日	親睦会：堅信式・初聖体の祝賀会 カトリック雪ノ下教会地区委員会
7月15日	浄明寺町内会夏祭り 浄明寺町内会女子会
7月16日	若梅会神幸祭（H29） 荏柄天神社若梅会
7月24日	若梅会宵宮祭（H29） 荏柄天神社若梅会
8月11～12日	七町内会合同盆踊り大会 浄明寺町内会女子会
8月19日	鎌倉宮例祭夜祭楽市 二階堂新和会
8月26日	鎌倉グリーンマンション夏祭り 鎌倉グリーンマンション管理組合法人
9月10日	親睦会：敬老の日・感謝の集い カトリック雪ノ下教会地区委員会
9月16日	清泉ファミリーバザー 清泉小学校鎌倉泉会
10月7～8日	オクトーバーフェスト KAMAKURA2017 鎌倉商工会議所青年部
10月21日	H29 三世代交流事業 みらいふる鎌倉
10月21～22日	第32回教養センター文化祭 教養センター利用協議会文化祭実行委員会
10月22日	第17回鎌人いち場 鎌人いち場実行委員会
11月19日	芋煮会 浄明寺町内会青年部
1月13日	新年もちつき大会祝賀会 今泉台町内会
2月25日	二階堂新和会もちつき大会 二階堂親和会



## ⑨イベント等での啓発

8回（ごみダイエツト展を除く）

4月30日	ボーイスカウト祭り
5月21日	第16回鎌人いち場
7月9日	大町五丁目夏祭り
8月19日	打越町内会 子守神社祭礼
10月30日	相鉄ローゼン前でキャンペーン
11月6日	鎌倉東急ストア前でキャンペーン
11月8日	ホームセンターコーナン鎌倉大船店前でキャンペーン
11月26日	大町餅つき祭り
毎月	ごみダイエツト展

## ⑩広報等による啓発

広報かまくらにおいて毎月「こちら環境通信局！」というコーナーを設け、分別のポイントや減量の工夫等について紹介しました。また、特集記事として、7月15日号では平成28年度に流通した有料袋による歳入の用途を紹介し、2月1日号では「製品プラスチック・布類の収集品目拡大」について紹介しました。

また、ごみ減量通信を年間で4回発刊し、市民への周知・啓発を行いました。

<ごみ減量通信の内容>

10月号	「生ごみ処理機」について
12月号	「平成29年度年末年始の収集、3010運動、リユースネットかまくら、リサイクルエシヨンプロジェクト」について
4月号	「鎌倉市災害廃棄物等処理基本計画、フードドライブ、製品プラスチック・布類の収集品目拡大」について
特集号	「製品プラスチック・布類の収集品目拡大」について

## ⑪小中学校等における環境教育の実施

<出前講座>

・小・中学校等で7回実施	828人（小・中学校で参加の児童・生徒数）
内訳	
中学校5校	159人
小学校9校	669人
保育園1園	
幼稚園4園	※ 保育園、幼稚園、認定子ども園については、
認定子ども園1園	機材の貸出で対応したため、参加人数は不明

<施設見学>

市内の方を対象に、施設見学を実施しました。

・名越クリーンセンター	9回	520人
・笛田リサイクルセンター	13回	792人

## ○鎌倉リサイクリエーションプロジェクトの実施

市民のリサイクル意識向上を図る機会として、使用済みの詰め替えパックから再生樹脂ブロックを作成し、「江ノ電車両」や「オチビサン」を製作する鎌倉リサイクリエーションプロジェクトを市役所前庭で実施しました。

平成 29 年 10 月 5 日から使用済みの詰め替えパックを 38,745 枚回収し、作成した再生樹脂ブロック約 3,000 個を用いて製作した実物大の「江ノ電車両」と「オチビサン」を平成 30 年 4 月 27 日の完成式典において披露しました。完成品は、平成 30 年 5 月 31 日まで市役所本庁舎の前庭に設置しています。

## ○総括

家庭系生ごみ処理機の普及台数は、生ごみを自己処理できる生ごみ処理機に対する市民の意識の高まりによって、有料化の開始前の平成 26 年度では 1,216 台、開始された平成 27 年度でも 961 台の普及台数でしたが、平成 28 年度は 446 台、平成 29 年度は 341 台と目標値である 1,000 台を大幅に下回りました。平成 29 年度は新規購入を拡大することと、新たに生ごみ処理機の継続使用を促すための購入者に対する使用支援を継続して実施しました。

ごみ減量施策として、生ごみの水切り、食品ロスの削減やマイバッグの使用など発生抑制を中心とした取り組みについて、ごみ減量通信や広報かまくらによって周知啓発を行うとともに、各イベントやスーパーの店頭キャンペーン、説明会等の場において、ごみ減量の意識啓発を図ってきました。

不用品登録制度（リユースネットかまくら）の周知・啓発を過年度から継続的に実施していたものですが、平成 28 年度において初めて成立件数 1,000 件を達成し、平成 29 年度においては、成立件数が約 1,100 件、成立割合は 75.6%となりました。

また、市民のリサイクル意識向上を図る機会として、使用済みの詰め替えパックから再生樹脂ブロックを作成し、「江ノ電車両」や「オチビサン」を製作する鎌倉リサイクリエーションプロジェクトを市役所前庭で実施しました。

## ○次年度に向けて

家庭系燃やすごみの約 5 割を占める生ごみの減量を進めるため、生ごみ処理機の普及について広報や説明会等で積極的に啓発します。また、平成 27 年 7 月に実施した市民アンケートでは、生ごみ処理機の利用について約 17%の世帯が使用していることと見込まれること、並びに、ごみ処理基本計画において生ごみ処理機の稼働停止台数を一定量見込んでいるものの、稼働停止台数の低減に努めなければならないことから、引き続き使用者へのアフターフォローを行い、継続使用を促進していきます。

また、食品ロスの削減のための食材の使い切りや食品の食べ切り、生ごみの水切りや不用品のリユース、マイバッグの使用、フードドライブの実施など、様々な機会を通じて燃やすごみの発生抑制の啓発をさらに進めていきます。

## (2) 重点項目2 家庭から出るごみと資源物の分別徹底

### 当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
不適正な排出に対する ① 啓発・指導	←						実施	→					

### ①不適正排出に対する啓発・指導

家庭から排出されたごみのうち、燃やすごみ及び燃えないごみの有料化を実施したことに伴い、不適正な排出に対し、公平性を担保する必要があることから、平成29年4月1日から必要に応じて内容物を調査し、不適正排出者に対して分別徹底の訪問指導を行う内容物調査を実施しています。

平成29年度は、内容物調査を174件実施し、その内57件については排出者が特定できたことから、当該排出者に対し啓発・指導を行ったところ、排出状況の改善が見られました。

#### ○総括

家庭から出る燃やすごみの中における資源物の混入率は、有料化の実施によって減少傾向にあります。平成29年度組成調査では資源物の混入が約19.4%見られたことから、ごみと資源物のさらなる分別徹底を図りました。

説明会や広報誌等による啓発だけでなく、自治・町内会や商店会等から推薦された鎌倉市廃棄物減量化等推進員を始め、自治・町内会会員による地域のクリーンステーションでの定期的な指導や貼り紙の掲示、不法投棄等防止策などの実施を支援することで、地域ごとの意識啓発を図りました。

また、平成29年度から内容物調査が可能になったため、分別が不適正な排出者に対して訪問による啓発・指導を行い、分別の徹底を図りました。

#### ○次年度に向けて

内容物調査を継続して実施し、分別が著しく不適正な排出がなされた場合やダメシールの貼り付けによる啓発後も不適正な排出が常態化している場合には、内容物を調査し、排出者に対して分別徹底の指導を行っていきます。

### (3) 重点項目3 新たな資源化

#### 当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 粗大ごみ、臨時ごみ資源化 (木くず等の拡大、残さ)	準備						実施					
② ビニール袋残渣等資源化	一部実施・その他検討継続											
③ 製品プラスチック品目拡大	準備						実施					
④ 皮革製品等の資源化	準備						実施					

#### ①粗大ごみ、臨時ごみ資源化（木屑、残さ）の検討（「複合素材からなる粗大ごみ」の検討）

粗大ごみのうち、木質素材はチップ化等により資源化していますが、複合素材からなる粗大ごみは焼却しているため、ガス化・熔融固化処理等の手法により資源化をするものとして平成29年度中の実施を予定していたものです。

資源化処理を実施するには、環境センターで処理した後、搬送用にストックする場所の確保が必要となりますが、当該ストックヤードの確保が困難であったことから、実施を見送りました。

#### ②ビニール袋残渣等資源化

家庭から植木剪定材又は燃えないごみを排出される際に用いる袋については、平成28年5月からRPF化による資源化業務を実施しました。

資源化業務を実施したことにより、燃やすごみに含まれていたごみのうち、平成29年度は約126トン削減できたものです。

#### ③製品プラスチック品目拡大

平成29年10月から、製品プラスチックの収集品目を拡大しました。

これまで、PP、PEの単一プラスチック素材の製品プラスチックに限定していましたが、更に資源化品目を増やすため、その他のプラスチック製品（容器包装プラスチックを除く。）も対象としました。

製品プラスチックとして平成29年度で約156トン資源化しました。この内、品目を拡大したことによる増は、平成29年度（下半期：約109トン）と平成28年度（下半期：約45トン）と比較すると約64トンと見込まれます。

#### ④皮革製品等の資源化の検討

平成29年10月から、皮革製品や綿入り・羽毛入り衣料品、帽子、カバン、バッグなどを資源物として排出できるように布類の収集品目を拡大しました。

布類として平成 29 年度で約 1,042 トン資源化（売却）しました。この内、品目を拡大したことによる増は、平成 29 年度（下半期：約 498 トン）と平成 28 年度（下半期：約 482 トン）と比較すると約 16 トンと見込まれます。

### ○可燃残さの資源化

平成 29 年 9 月から、容器包装プラスチック及びペットボトルの中間処理業務委託において生じる可燃残さについて、溶融固化による資源化業務を実施しました。

資源化業務を実施したことにより、燃やすごみに含まれていたごみのうち、平成 29 年度は約 91 トン削減できたものです。

### ○総括

平成 28 年度から引き続き実施しているビニール袋等残渣の資源化（RPF 化）に加え、平成 29 年 10 月から実施している製品プラスチック及び皮革製品等の資源化拡大により、焼却量の低減が図れました。

新たな資源化として実施した容器包装プラスチック及びペットボトルの中間処理業務委託において生じる可燃残さを資源化することで、焼却量の低減が図れました。

### ○次年度に向けて

燃やすごみに含まれている資源物のさらなる分別を促進するため、収集品目を拡大した製品プラスチックや皮革製品等の周知・啓発に努めるとともに、新たな資源化として生ごみや紙おむつの資源化についても検討します。

#### (4) 重点項目4 事業所から出るごみと資源物の分別徹底

##### 当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 事業系ごみ処理手数料の改定	準備			周知期間						実施		
② 事業所への分りやすい3Rの取組みの情報提供	準備						実施					
③ ピット前検査の実施と分別指導	準備						実施					
④ 多量排出事業者への訪問調査、生ごみ資源化の啓発	準備			実施								
⑤ 事業系専任チームによる事業者訪問指導	準備						実施					
⑥ 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討	準備						検討					

#### ①事業系ごみ処理手数料の改定

事業系ごみの処理手数料は、事業者の自己処理の原則と、燃やすごみの処理原価が 10kg につき約 360 円であったことを踏まえ、平成 30 年 1 月 1 日から事業系一般廃棄物処理手数料をこれまでの 10kg につき 210 円から 250 円に改定し、事業者へ適正な費用負担を求めました。

手数料の改訂について、鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者を通じて排出事業者への周知を行うとともに、平成 29 年 9 月 29 日付けで鎌倉市商店会連合会（29 団体）及び鎌倉市商工会議所中小企業振興委員（29 団体）に対して通知を行いました。

また、廃棄物発生抑制等啓発指導員が排出事業者（約 4,100 者）に対し啓発・指導を実施する際、手数料の改訂に関するパンフレットの配布を併せて行い、周知に努めました。

#### ②事業所への分りやすい3Rの取組みへの情報提供、

#### ⑤事業系専任チームによる事業者訪問指導

多量排出事業者（月に 3 トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者等）34 者、準多量排出事業者（月に 1 トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）127 者のほか、ピット前検査により資源物等の混入があった事業者など約 400 者を訪問し、3R の取組み事例を紹介し、分別徹底を周知するとともに指導を行いました。

また、市内の飲食店が参加する食品衛生責任者講習会において、ごみと資源物の分別や食品ロス削減に関するチラシを配布し、説明を行いました。

事業者に対する 3R の取り組みとして、事業者が読んで分りやすいパンフレットとなるよう、業種ごとの取組み事例を記載するなど、事業者向けパンフレットを改定しました。

### ③ピット前検査の実施と分別指導

平成 29 年度に実施したピット前検査は、目視による検査が 10,962 件、自走式コンベアごみ投入検査機等による展開検査が 1,155 件、計 12,117 件の検査を行い、延べ 1,239 袋について持帰り指導を行いました。

また、特に排出状況が悪い事業者に対して、分別の徹底を図るよう訪問指導を行いました。

### ④多量排出事業者への訪問調査、生ごみ資源化の啓発

多量排出事業者 34 者及び準多量排出事業者 127 者を個別訪問し、分別の徹底、生ごみの資源化及び大型生ごみ処理機の設置要請を行いました。

#### ○総括

事業系ごみの分別徹底を図るため、自走式コンベアごみ投入検査機による検査を実施し、分別状況の悪いごみについては持ち帰り指導を行うとともに、排出元の事業者訪問による指導を徹底しました。

また、排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者の意識の向上を図るため、手数料改定に伴う周知や事業系パンフレットの改訂などを行いました。

手数料改訂や分別徹底などの啓発・指導を継続して実施してきたことなどにより、平成 29 年度の事業系ごみが約 700 トン削減したものと考えられます。

#### ○次年度に向けて

引き続き、事業系の専門チームにより、多量排出事業者及び準多量排出事業者、排出事業者へ積極的に訪問し、啓発・指導を行っていきます。

排出事業者が収集運搬許可業者と契約した際に、分別に関して周知・確認されていないことも分別が徹底されていない要因であると考えられるため、収集運搬許可業者に対して分別について啓発・指導し、収集運搬許可業者から排出事業者に対して分別徹底について引き続き周知するよう働きかけるとともに、小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討についても取り組むものとしします。

## (5) 重点項目5 事業所から出る生ごみの削減

### 当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 飲食店への食品ロス削減の啓発							実施						
② 滞在者に対する食品ロス削減の啓発							実施						
③ 食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進、食品リサイクルループの活用の提案							実施						
④ 大型生ごみ処理機設置助成制度の運用							実施						

#### ①飲食店への食べ切りメニュー等の啓発

#### ②滞在者に対する食品ロスの削減の啓発

飲食店等を通じて、「MOTTAINAI Spirit In kamakura」ポスターを配布し、仕入れやメニューの工夫などによる食品ロスの削減について働きかけるとともに、「3010 運動」に関するチラシなどにより、食べ残しの削減について滞在者へ働きかけを行いました。

#### ③食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進、食品リサイクルループの活用の提案

食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進として、魚のあらを原料とした資材化についての取組み事例を引き続き紹介し利用を促すとともに、鎌倉市・逗子市・葉山町の2市1町における広域連携において、登録再生利用事業者を誘致する検討を行いました。

また、フランチャイズ型の事業者に対する生ごみの資源化を進めるため、コンビニエンスストア4社の本部を訪問し、エコフィードや食品リサイクルループの取り組み状況を聴き取り、食品リサイクルループの活用について働きかけを行いました。

#### ④大型生ごみ処理機設置助成制度の運用

飲食店や福祉施設等を中心に、大型生ごみ処理機設置助成制度の周知及び大型生ごみ処理機の設置を促した。大型生ごみ処理機モデル機においては、3.1トン（紀ノ國屋鎌倉店）のごみが減量しました。

また、市の助成制度を利用した事業者2者において、合計で39.5トン（うちイトーヨーカドー大船店29.6トン、湘南愛心会9.9トン）のごみが減量しました。

なお、大型生ごみ処理機のモデル事業は平成30年3月で終了しました。



## ○総括

排出事業者への啓発を強化するため、廃棄物発生抑制等啓発指導員による個別指導を継続し、ごみの減量、分別の徹底、フードバンクの活用による食品ロス削減、生ごみの資源化と大型生ごみ処理機の設置要請等を行いました。

また、生ごみを資源化する手法のひとつとして、魚のあらを原料として飼料を加工している事業者を紹介するなど関係事業者へ周知啓発を行うとともに、2市1町で取り組む広域連携の中で食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者を誘致する検討を進めました。

## ○次年度に向けて

事業系専任チームによる排出事業者への個別訪問指導について、平成30年度も継続して実施します。

また、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の誘致について検討を進めるとともに、大型生ごみ処理機を設置する事業者の設置費用に対する助成制度の周知などについても継続して実施し、他自治体と情報交換するなど連携を図り、さらなる生ごみの資源化に取り組んでいきます。